



## 《会計・税務の知識》 令和5年分確定申告 書式の主な変更点他

### はじめに

令和6年も2月に入り、確定申告の時期となりました。  
 青色決算申告書（収支内訳書）・所得税確定申告書の書式面について主な変更点をご紹介します。

### 1. 書式の主な変更 【参考】 [令和5年分所得税及び復興特別所得税の手引き \(PDF/29,705KB\)](#)

- ①青色申告決算書（青色）・収支内訳書（白色）がインボイス制度に対応した様式に変更となり、  
 ○売上（収入）金額の明細 ○仕入金額の明細欄が追加されました。  
 登録番号又は法人番号を把握していれば記入し、記入した売上先・仕入先については所在地を省略できます。

**令和5年分以降適用**

○売上（収入）金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で1桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）(※)	売上（収入）金額 円

上記以外の売上先の計（種収入を含む）  
計

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）(※)	仕入金額 円

上記以外の仕入先の計  
計

**令和5年分以降適用**

○売上（収入）金額の明細 ※登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けた上で1桁の数字を記入してください。

売上先名	所在地	登録番号（法人番号）(※)	売上（収入）金額 円

上記以外の売上先の計  
計

右記のうち軽減税率対象 5% 円 計

○仕入金額の明細

仕入先名	所在地	登録番号（法人番号）(※)	仕入金額 円

上記以外の仕入先の計  
計

右記のうち軽減税率対象 5% 円 計

### ②所得税確定申告書 第二表

- 配偶者や親族に関する事項

親族が国外居住の場合、国外居住者の欄に区分に応じて該当する番号を記載します。（手引き P20）

○配偶者や親族に関する事項 (20～23)

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	住民税	その他
		配偶者					

※記載欄には「0」を記入してください。国籍欄は「0」を記入してください。

- 住民税・事業税に関する事項

所得税と住民税の課税方式を一致させる改正がなされたため、特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要欄が削除されました。

○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法 特別徴収	自分で納付	都道府県、市区町村への寄附 (特例控除対象)	共同募会、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	円	○	○	円	円	円

書類は添付書類台

### 2. その他

①納税地の異動・変更がある場合、届出書の提出は必要なくなり、申告書に異動・変更後の納税地を記載すればよいこととなりました。

②マイナポータル連携による申告書の自動入力対象が拡大しました。詳しくは下記をご参照ください。

[令和5年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！ | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

③財産債務調書制度と国外財産調書制度の改正

その年の12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する居住者の方は提出義務があります。提出期限は6月30日となりました。

[2023 財産債務調書制度及び国外財産調書制度が改正されました | 国税庁 \(nta.go.jp\)](#)

### おわりに

確定申告期間は1か月間です。あっという間に過ぎてしまいますのでご準備はお早めに。（担当：小野）